

特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）のご案内（別紙）
令和8年5月1日以降の紹介より、高年齢者（60歳以上）の要件を見直します

令和8年5月1日以降は、ハローワーク等において就労に向けた個別支援を受けている高年齢者（60歳以上）の方が特定求職者雇用開発助成金の対象労働者となります。

原則、「特定求職者雇用開発助成金の対象労働者であること」を明示した職業紹介を行った場合のみ、特定求職者雇用開発助成金の支給申請を行うことが可能となりますので、ご注意ください。

まずは求人提出が必要です。詳細は労働局またはハローワークへお問い合わせください

令和8年5月1日より前に紹介された場合

雇入れ時の年齢が60歳以上の者であること。



令和8年5月1日以降に紹介された場合

雇入れ時の年齢が60歳以上の者であることに加え、**紹介日において、ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けていること***



※以下①または②のいずれかの支援を受けていることが必要です

① 1人または複数人の担当者が行う個別支援

② 就職に関する個別支援（(a)～(h)のうち**2つ以上**）

- (a) 就職の不安に対する相談対応
- (b) セミナー等の案内
- (c) 就職に向けた本人の希望、経験や能力の把握
- (d) 履歴書・職務経歴書の作成指導
- (e) ニーズにあった求人情報の提供
- (f) 模擬面接指導
- (g) 応募・面接が不調に終わった場合のフォローアップ
- (h) その他、通常の支援と比較して特に手厚い支援